

コメント

2008.1 中村伊知哉

論点 1 産業政策としてのコンテンツ活性化

- ・ 通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへの対応（p6）
- ・ コンテンツ市場の拡大に向けた新たなビジネスモデルの拡大と知財法制等の見直し（p7）

先進諸国がIPTV、モバイル放送、動画共有サービス等で新市場を開拓している中において、日本はこの数年でコンテンツのビジネス面、サービス面で後進国となりました。

制度、支援措置等の政策を総動員して活性化する必要があります。

■制度

デジタル化に対応するため個別に修正が図られてきた「知財法制」は、コンテンツの生産・流通・消費を活発にする方向で抜本的な見直しを行う時期でしょう。

同時に重要なのが「通信・放送法体系」の見直しです。

現在、その抜本的見直しが進められていますが、これもコンテンツの生産・流通・消費を最大化する方向での大幅な規制緩和を実現すべきです。

電波の利用や新しい放送サービスの提供等を柔軟にして、コンテンツのビジネスやサービスを拡大させる方向で法制度を設計する必要があります。

■支援措置

併せて、政府が発表した「ユビキタス特区」の活用を推進すべきです。

法体系の見直しを待たずとも、民間のビジネスを活性化させる機会を広げ、日本が新しいコンテンツ・サービスの本場となるよう政策支援すべきです。

今回188件の提案が寄せられ、採択された22件の中には、次世代マルチワンプログラム放送、IPによるマルチメディア放送など、新ビジネスを開拓する民間の熱意が見られます。こうした挑戦を後押しすることを提案します。

論点 2 文化教育政策としてのコンテンツ活性化

- ・ 一億総クリエイターに対応した創作活動の支援（p16）

コンテンツを生む人材を育成するに当たっては、大学レベルの教育を強化することも重要ですが、長期的な観点から「子どものデジタル表現力・創造力の向上」を図ることも非常に大切です。

コンピュータ、ビデオカメラ、インターネット、携帯電話などのデジタル技術を用いて子どもがアニメ、映画、音楽、ロボットなど各種コンテンツを制作し、それらを発信・共有・編集する取組が各地で広がりをみせています。

教育政策、地域政策としてこうした取組を強化し、国としてのコンテンツ生産力、発信力を高めることを提案します。